

部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費 (千円)	本年度県費 (千円)	事業概要(目的)	政策体系名称
総務部	地方消費税清算金	都道府県清算金	32,418,000	32,418,000	都道府県間においてマクロ的な消費関連指標により清算を行い、消費地と課税地を一致させるための調整を行う。他の都道府県に支払うべき額と他の都道府県から受けるべき額について、関係都道府県間でそれぞれ相殺し、支払うべき額が多い場合は、清算金として支払いを行う。清算時期:2~4月5月に清算5~7月8月に清算8~10月11月に清算11~1月2月に清算	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	利子割交付金	市町交付金	1,008,055	1,008,055	県民税利子割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3カ年分)に按分して当該市町に交付する。平成24年3月~平成25年2月までの県民税利子割税収額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	配当割交付金	市町交付金	506,634	506,634	県民税配当割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3カ年分)に按分して当該市町に交付する。平成24年3月~平成25年2月までの県民税配当割税収額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	株式等譲渡所得割交付金	市町交付金	160,966	160,966	株式等譲渡所得割税収額に政令で定める率(99/100)を乗じた額の3/5を各市町に係る個人の県民税の額(3カ年分)に按分して当該市町に交付する。平成24年3月~平成25年2月までの株式等譲渡所得割税収額を対象とする。交付時期:3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	地方消費税交付金	市町交付金	17,642,000	17,642,000	個人の市町村税の減額と消費譲与税の廃止に伴う市町の歳入を不足を補填するため、清算後の地方消費税収入額の1/2を、市町に対して人口及び従業者数に按分して交付する。平成24年2月~平成25年1月までの清算後の地方消費税収入額を対象とする。交付時期:2~4月分6月に交付5~7月分9月に交付8~10月分12月に交付11~1月分3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	ゴルフ場利用税交付金	市町交付金	1,395,860	1,395,860	ゴルフ場利用税の収入額の7/10に相当する額をゴルフ場利用税交付金として、ゴルフ場が所在する市町に交付する。平成24年3月~平成25年2月までのゴルフ場利用税収入額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~2月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営
総務部	自動車取得税交付金	市町交付金	2,420,711	2,420,711	市町の道路に関する費用に充てるため、自動車取得税収入額に政令で定める率(95/100)を乗じた額に7/10に相当する額を市町に対し、市町村道の延長及び面積に按分して交付する。平成24年4月~平成25年3月までの自動車取得税収入額を対象とする。交付時期:3~7月8月に交付8~11月12月に交付12~3月3月に交付	行財政改革の推進による県財政の的確な運営

部局名称	事業名称	細事業名称	本年度事業費 (千円)	本年度県費 (千円)	事業概要(目的)	政策体系名称
総務部	利子割精算金	関係都道府県精算金	7,909	0	金融機関は預貯金の利子に対し5%(国15%)の源泉徴収をした後、所在する道府県に申告納付する。法人は決算後所在する道府県に対し法人二税(利子等所得)を申告納付するが、ここで利子等所得に対して二重課税が生じることとなる。一方、本店法人に対し、本店法人の所在する道府県が一括して利子割控除を行うが、この時点で本店所在地道府県は支店所在地道府県に納付された利子割税額相当額を立て替えたことになる。これを解消するために、関係都道府県において精算を行う。	行財政改革の推進による県財政の的確な運営